

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律要綱

第一 目的

この法律は、近年の情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創出され、世界的規模で社会経済構造の変化が生じ、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となつている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もつて特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

第二 定義

一 この法律において「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であつて、当該場において商品、役務又は権利（以下「商品等」

という。)を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするもの(次のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。)を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク(放送法第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。)を通じて提供する役務を行うものとする。

1 当該役務を利用して商品等を提供しようとする者(第二の一の1及び2において「提供者」という。)の増加に伴い、当該商品等の提供を受けようとする者(第二の一の1において「被提供者」という。)の便益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その増加に伴い提供者の便益が著しく増進され、これにより提供者が更に増加する関係

2 当該役務を利用する者(提供者を除く。以下同じ。)の増加に伴い、他の当該役務を利用する者の便益が著しく増進され、これにより当該役務を利用する者が更に増加するとともに、その増加に伴い提供者の便益も著しく増進され、これにより提供者も増加する関係

二 この法律において「利用者」とは、デジタルプラットフォームを利用する者をいうものとする。

三 この法律において「商品等提供利用者」とは、デジタルプラットフォームを商品等を提供する目的で

利用する者をいうものとする。

四 この法律において「一般利用者」とは、商品等提供利用者以外の利用者をいうものとする。

五 この法律において「デジタルプラットフォーム提供者」とは、デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する事業者をいうものとする。

六 この法律において「特定デジタルプラットフォーム」とは、第四の一の規定により指定されたデジタルプラットフォーム提供者（以下「特定デジタルプラットフォーム提供者」という。）の当該指定に係るデジタルプラットフォームをいうものとする。

（第二条関係）

第三 基本理念

デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものであることに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとするによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること及びデ

デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として、行われなければならないものとする事。 (第三条関係)

第四 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定

一 経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームにより提供される場
に係る政令で定める事業の区分ごとに、その事業の規模が当該デジタルプラットフォームにおける商品
等の売上額の総額、利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上である
ものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の
自主的な向上に努めることが特に必要な者として、指定するものとする事。

二 デジタルプラットフォーム提供者は、その提供するデジタルプラットフォームが一に規定するデジ
タ
ルプラットフォームに該当するときは、当該デジタルプラットフォームに関し、一の政令で定める事業
の区分ごとに必要な事項を経済産業大臣に届け出なければならないものとする事。ただし、その提供
するデジタルプラットフォームが特定デジタルプラットフォームであるときは、この限りでない。

三 一の政令で定める事業の区分及び規模は、デジタルプラットフォームが国民生活において広く利用さ

れている状況及び一部のデジタルプラットフォームに対する利用が集中している状況も踏まえ、デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引の実情及び動向並びにこの法律に基づく商品等提供利用者の利益の保護の必要性（他の法律によるデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の規制及び適正化のための措置その他の当該事業に関する施策の実施状況を含む。）を勘案し、基本理念にのっとり、一の規定による指定が必要な最小限度の範囲に限って行われるよう定めるものとすること。

（第四条関係）

第五 特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示

一 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）に対して特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件（第五、第六の一において「提供条件」という。）を開示するに当たっては、当該提供条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、これを行わなければならないものとする。

二 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次に掲げる者に対して特定デジタルプラットフォームを提供するときは、当該者に対し、当該特定デジタルプラットフォームの提供条件として次に定める事項を

開示しなければならないものとする。

1 商品等提供利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。第五、第七の一及び三、第十二並びに第十三において同じ。）

イ 当該特定デジタルプラットフォームの提供を拒絶することがある場合における拒絶するかどうかを判断するための基準

ロ 当該特定デジタルプラットフォームの提供に併せて商品等提供利用者に対して自己の指定する商品若しくは権利を購入すること又は自己の指定する他の役務の有償の提供を受けることを要請する場合におけるその内容及び理由

ハ 当該特定デジタルプラットフォームにより提供される場において、一般利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下同じ。）が検索により求める商品等に係る情報その他の商品等に係る情報に順位を付して表示する場合における、当該順位を決定するために用いられる主要な事項（商品等提供利用者からの当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該順位に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨を含む。）

ニ 当該特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供データ（商品等提供利用者が提供する商品等の売上額の推移に係るデータその他の当該商品等提供利用者が提供する商品等に係るデータ）をいう。以下同じ。）を取得し、又は使用する場合における当該商品等提供データの内容及びその取得又は使用に関する条件

ホ 商品等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォーム提供者の保有する商品等提供データを取得し、又は当該特定デジタルプラットフォーム提供者をして当該商品等提供データを他の者に提供させることの可否並びに当該商品等提供データの取得又は提供が可能な場合における当該商品等提供データの内容並びにその取得又は提供に関する方法及び条件

ヘ 商品等提供利用者が当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対して苦情の申出又は協議の申入れをするための方法

ト その他商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件のうち開示することが特に必要な事項

イ 1のハに掲げる事項

ロ 当該特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等購入データ（一般利用者による商品等に係る情報の検索若しくは閲覧又は商品等の購入に係るデータをいう。以下同じ。）を取得し、又は使用する場合における当該商品等購入データの内容及びその取得又は使用に関する条件

ハ その他一般利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件のうち開示することが特に必要な事項

三 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次に掲げる行為を行うときは、当該行為の相手方に対し、次に定める事項を開示しなければならないものとする。ただし、開示することにより一般利用者の利益を害する場合は、この限りでない。

1 商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件によらない取引の実施の要請 その内容及び理由

2 継続して当該特定デジタルプラットフォームを利用する商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶（当該提供の全部を拒絶する場合を除く。） その内容及び理由

3 その他当該特定デジタルプラットフォームの提供条件により行われる行為のうち、当該行為の相手方の利益を損なうおそれがあるため、その内容、理由その他の事項を開示することが特に必要である行為 その内容、理由その他の事項

四 特定デジタルプラットフォーム提供者は、次に掲げる行為を行う場合は、当該行為の相手方に対し、当該行為を行う日以前の日までに、次に定める事項を開示しなければならない。ただし、開示することにより一般利用者の利益を害する場合は、この限りでない。

1 商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供条件の変更 その内容及び理由

2 継続して当該特定デジタルプラットフォームを利用する商品等提供利用者に対する当該特定デジタルプラットフォームの提供の全部の拒絶 その旨及び理由

五 一、二の1のト若しくは2のニ又は三の3の経済産業省令の制定、変更を行う場合における協議について所要の規定を設けること。
(第五条関係)

第六 開示に関する勧告、命令等

一 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者が第五の一から四までの規定を遵守していないと認めるときは、当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、速やかに第五の一に規定する方法による提供条件の開示、第五の二から四までに定める事項の開示その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。

二 経済産業大臣は、一の勧告を受けた特定デジタルプラットフォーム提供者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

三 一の勧告及び二の命令を行う場合における協議及び公表について所要の規定を設けること。

(第六条関係)

第七 特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置

一 特定デジタルプラットフォーム提供者は、特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければならないものとする。

二 経済産業大臣は、一の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

三 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置に関する基本的な事項

2 商品等提供利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備に関する事項

3 特定デジタルプラットフォームについての商品等提供利用者からの苦情の処理及び特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項

4 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者の選任に関する事項

5 その他特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項

四 指針の制定、変更を行う場合における協議及び公表について所要の規定を設けること。

(第七条関係)

第八 特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関する勧告等

一 経済産業大臣は、第七の一の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために特に必要があると認めるときは、当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとする。

二 第六の三の勧告の規定は、一の勧告について準用するものとする。(第八条関係)

第九 特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出、評価等

一 特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならないものとする。

1 特定デジタルプラットフォームの事業の概要に関する事項

- 2 特定デジタルプラットフォームについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項
 - 3 第五の一から四までの規定に基づく開示の状況に関する事項
 - 4 第七の一の規定に基づき講じた措置に関する事項
 - 5 2から4までに掲げる事項について自ら行った評価に関する事項
- 二 経済産業大臣は、一の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容及び第十の一の規定により申出のあった事実その他の経済産業大臣が把握する事実に基づき、指針を勘案して、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うものとする。
- 三 経済産業大臣は、二の評価を行うときは、あらかじめ、利用者又はその組織する団体、学識経験者その他の経済産業大臣が必要と認める者の意見を聴くことができるものとする。
- 四 二の評価を行う場合における協議及び公表について所要の規定を設けること。
- 五 特定デジタルプラットフォーム提供者は、四の規定により公表された評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならないものとする。

(第九条関係)

第十 経済産業大臣に対する申出等

一 利用者は、第五の一から四まで及び第七の一の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置が講じられていないと認めるときは、経済産業大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

二 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者が一の規定による申出及び求めをしたことを理由として、当該利用者に対し、特定デジタルプラットフォームの提供の拒絶その他の不利益な取扱いをしてはならないものとする。

三 経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について、二の規定に違反する行為があると認めるときは、当該特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、速やかにその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。

四 第六の三の勧告の規定は、三の勧告について準用するものとする。
(第十条関係)

第十一 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定の取消し

第四の一の規定による指定の取消しについて所要の規定を設けること。

(第十一条関係)

第十二 報告及び検査

特定デジタルプラットフォーム提供者等に対する報告及び検査並びに商品等提供利用者に対する報告について所要の規定を設けること。
(第十二条関係)

第十三 公正取引委員会への措置請求

経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができるものとする。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする。

- 1 当該行為が多数の商品等提供利用者に対して行われていると認められるとき。
 - 2 当該行為によって商品等提供利用者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。
 - 3 その他特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する重大な事実があると認められるとき。
- (第十三条関係)

第十四 適用除外

第四から第十三までの規定は、デジタルプラットフォームに該当する役務の提供のうち、他の法律の規定によつて商品等提供利用者の利益を保護することができると認められるものとして政令で定める役務の提供については、適用しないものとする事。

(第十四条関係)

第十五 資料の提出の要求等

一 経済産業大臣は、第四の一の政令の制定又は改正の立案に必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者又は商品等提供利用者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする事。

二 一の規定による資料の提出及び説明の求めを行う場合における協議について所要の規定を設ける事。

(第十五条関係)

第十六 政令の立案等

一 経済産業大臣は、第十五の一の資料及び説明に基づき、第四の一の政令の制定又は改正の立案を行い、及びこの法律の円滑な実施に必要な措置を講ずるものとする事。

二 一の規定による措置を行う場合における協議及び配慮について所要の規定を設けること。

(第十六条関係)

第十七 他の施策との関係

経済産業大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たっては、他の法律によるデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の規制及び適正化のための措置その他の当該事業に関する施策の実施状況を勘案しつつ、必要最小限のものとなるよう努めなければならないものとする事。

(第十七条関係)

第十八 経過措置

この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができるものとする事。

(第十八条関係)

第十九 送達すべき書類等

第四の一の規定による指定、第六の一の勧告若しくは第六の二の規定による命令又は第十二の規定によ

る報告の徴収に関する書類の送達に関し、外国において送達をすることができない場合における公示送達その他の所要の規定を設けること。
(第十九条から第二十二条まで関係)

第二十 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

(第二十三条から第二十五条まで関係)

第二十一 附則

一 この法律の施行期日に関する必要な規定を設けること。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。
(附則第二項関係)